



Experts Comptables – Commissaires aux Comptes

43, rue de Liège 75008 Paris

Tél. : 33 (0) 1 44 90 25 25 – Fax 33 (0) 1 42 94 93 29

[E-mail : contact@caderas-martin.com](mailto:contact@caderas-martin.com)

税務優遇のためのタックスクレジットに関して

Crédit d'impôt

2013年11月

序文

フランスの税務制度は複雑だといわれます。企業財務をよりよく管理するためにも、タックスクレジットの有効性を理解することは重要なことと思われます。

下記の述べるタックスクレジットは、その申請を行うすべての企業に対して適用が可能となっているものです。

1- タックスクレジットと税削減との区別

税削減は、本来支払うべき税金の額を超える場合、政府は超過分を還付しません。それとは違い、タックスクレジットは、支払うべき税額と比較して超過した分は企業に還付されてくるといふものです。

2 - 現行のタックスクレジット、および減税の主なリスト

- (i) - 競争力および雇用のためのタックスクレジット - CICE
- (ii) - 試験研究タックスクレジット - CIR
- (iii) - 研修タックスクレジット
- (iv) - 家族におけるタックスクレジット
- (v) - 企業幹部研修タックスクレジット
- (vi) - 熟練工芸分野におけるタックスクレジット
- (vii) - レストラン経営者のためのタックスクレジット

下記ののクレジットは、法人税を支払っている企業に対して対象となるものです。

- (i) - 従業員による企業購入に関するタックスクレジット
- (ii) - 映画、オーディオに関するタックスクレジット
- (iii) - ビデオゲームに関するタックスクレジット

また、いくつかのタックスクレジットは中小企業のみを対象としているものもあります。例) 商業予測のためのタックスクレジット

3 - 一般原則

a) - タックスクレジットは、税削減、その他の繰越、繰り入れタックスクレジット等の天引き後、計上されます。

b) - CIR も CICE も申告書が提出された次の暦年から数えて3年後に還付成立となります。ただし、新規企業や、中小企業、ベンチャー企業 (JEI)や経営難にあっている企業などは別扱いです。

備考: 中小企業とは、

- 従業員数が250名以下
- 50Mユーロ未満の売上高、または貸借対照表上の合計額が43M€未満

c) - 特別申告書を法人税の年額清算申告書と共に提出する (申告書 N°2572 と 2572-A).

d) - タックスクレジットの即時オプションを法律で予告しない限り、(特に CIR の場合) 修正申告の形で申請することが可能です。この手続きは法的異議申し立てになります。(予算法第.R196条)

e) - グループ企業が複数存在しており、タックスクレジットを税務上一括して取り扱う場合でも、各企業レベルでタックスクレジットは計算されます。その計上と処理は親会社のレベルで行われます。

4 - 最も頻繁に取り扱われるタックスクレジットについて

a) - 競争力と雇用のためのタックスクレジット- CICE

CICE は現在のフランス政府によって設置されたものです。

CICE はかなりの認知度があります。フランスでの労働に関わる経費を節減する目的があります。競争力強化と雇用促進のための国内法に基づいています。

計算方法はシンプルなものです。

- 法廷最低賃金 SMIC の 2.5 倍までのグロス給与が計算ベースになります。(月額一人あたり 3.575,55€ が最大値) しかし、時間外労働などのオーバータイムの割増分は入れません。
- 暦年 2013 年には対象費用ベースに 4%を掛けた金額になります。2014 年以降は 6%です
- 実額で利益課税所得を算定する企業が対象です。そして、法人税、あるいは課税所得から差し引かれます。
- 経営陣の報酬は、雇用契約を行っている条件のものと、CICE の対象になります。(ただし、会社代表代理は対象になりません)
- CICE 債権は企業の資金繰りを助けるためにできるだけ早急に企業に対して、銀行が資金化支援されます。
- CICE は、企業に対しては非課税対象となります。
- CICE は申告書 2079-CICE-SD によって行います。その際に、法人税の年額証明も一緒に提出します。

b) - 試験研究タックスクレジット - CIR (+この分野に限った実務情報を参照まで)

最新の措置に限らず、CIR は大変広く知られています。ここに簡単にまとめます。

旧来からの CIR は基礎的な研究開発分野の費用に絞られていましたが、繊維、皮革、衣服に関する企業を対象とした特別措置が設置されました。

(i) - CIR の主な原則は下記の通りです。

*対象分野の支出が 100M€を超えない場合は、30%、超える場合は 5%です。 2013 年 1 月以降、割増率 40% と 50%は存在しません!

*まとめると下記のようになります。

- 人件費の 50% (若い博士号取得者の支出は 200%)

- 研究に関する投資の原価償却分の 75%

* コンサルタント費用の 15.000€ HT (または) 公的助成金を差し引いた関連支出の合計額の 5%

* 税務認定調書 (税務当局にける研究分野の認可証明手続き) 研究事業開始後に行うことが可能

* 繊維、被服関連のタックスクレジットが最低限度措置に触れる (上限額 200.000€)

c) - イノベーション・タックスクレジット

* 新製品のプロトタイプなどのオペレーションを対象とした措置です。(もちろん CIR 対象部分を除きます)

* クレジット率は 20% で、上限は年間支出の 400.000€ (タックスクレジットは 80.000€)

* 対象となる支出は、限られた範囲になります。

* 2013 年 1 月 1 日より適用。

d) - その他のタックスクレジット

* 研修タックスクレジット: 企業に出勤している見習い研修生一人につき週あたり 100€、26 週間を限度とする。(年間一人につき 2.600€)

* 家族におけるタックスクレジット: 企業従業員の 3 歳未満の子供のための保育所の財政援助、創立と運営に関する費用の 50%、子供いる家庭に対するサービス提供としての企業財政援助の 25%で、支出費用の上限額は年間 500.000€ (つまり 250.000€ または 125.000€ がタックスクレジットとなる)

* 企業幹部の研修タックスクレジット: 企業幹部の研修にかかった時間が対象(年間 40 時間が限度)時間数は、一時間あたり 9,43€ に乗じて計算。(税効果はかなり弱い!)

* 企業利益・アンテレスマン・タックスクレジット: 50 名以下の企業で 2008 年 12 月 4 日から 2014 年 12 月 31 日までにアンテレスマン協定を結んでいる企業が対象。初年度はアンテレスマンの金額 30% 翌年からは前年の金額との差額の 30%まで。

* 芸術分野におけるタックスクレジット - CIMA : 2012年までは大変有効なものでしたが、現在は年間 30.000€ が上限額となりました。熟練工芸の分野の職業、またはその種類の製品を製作している企業(宝飾店、貴金属関連専門店など)

* 飲食店経営者のためのタックスクレジット - 料理、レストラン関連: 飲食店経営者 « Maître restaurateur » としての資格が必要。30.000€ユーロを限度額とした支出分の50%